

岡山県人材還流・定着プロジェクト事業 業務委託仕様書

1 事業名

岡山県人材還流・定着プロジェクト事業

2 事業の趣旨・目的

本県では、県内の高等学校を卒業した者の約6割が県外の大学に進学しているが、Uターン就職は関東圏から約1割、近畿圏から約2割程度と低く、また県内の大学を卒業した者も約6割が県外に就職している状況である。県内企業の持続的な発展、成長のためには、企業が求める人材の確保や質の高い人材の育成が不可欠であるが、企業の魅力が十分に学生等に届かず、必要な人材を確保できていないことが大きな課題となっている。

そのため、県内企業の組織的な採用活動や積極的な情報発信の支援、企業と求職者との適切なマッチングの仕組みを構築することにより、人材の確保に繋がる環境を多面的に整備するとともに、学生等に対し、県内企業の魅力を伝えることで、県内企業への就職を推進していく必要がある。

このため、次の5事業を相互に連携・連動して行うことにより、県内企業への就職の推進及び県内企業の人材不足を打開する「岡山県人材還流・定着プロジェクト事業」を実施する。

(1) インターンシップマッチング強化事業

学生と企業の就職・採用活動におけるインターンシップの重要性が増大していることから、大学コンソーシアム岡山や県外大学、経済団体等と連携・協力し、おかやま就活サポーターも活用しながら、県内外の学生の県内企業へのインターンシップ参加を促進し、学生に県内企業の魅力をPRする。

(2) 県内若手社員との交流事業

県内外の学生を対象に、学生による岡山の就活ポータルサイトと連携し、Webカメラ中継を活用した会社見学ツアーで県内企業の魅力を発信する。併せて、若手社員とのWeb交流会を開催して、県内企業の魅力を感じてもらい、県内就職を促進する。加えて、おかやまテクノロジー展（OTEX）の参加企業の担当者（就活サポーターを含む）と、見学に来る高校生との交流会を現地で開催し、岡山発の最先端技術やBtoB企業の魅力、岡山で働く魅力を直接感じる機会を設け、将来の就職活動に活かしてもらおう。

また、県内外の大学等と連携した就職関連イベント等に「おかやま就活サポーター」制度を活用して積極的にサポーターを派遣し、県内就職促進を図る。

(3) おかやま就活サポーター事業

学生の県内就職を促進するため、県内企業の若手社員等がおかやま就活サポーターとして、学生の就活相談に対応するおかやま就活サポーター制度の参画企業を拡大するとともに、県内外の大学に対し周知を図る。

(4) 合同企業説明会等開催事業

県内外の学生と県内企業とのマッチング機会を図るため、大学コンソーシアム岡山と連携し、県内に本社や事業所のある企業が参加する合同企業説明会等就職イベントを開催する。

(5) 若者と経営者との未来創造ワークショップ

大学生や若手社員等の若者と県内企業の経営者等が「はたらく」を軸としたテーマで意見交換や価値観の共有を行うワークショップを開催するとともに、その概要を県内企業等に周知する。

3 事業の実施にあたっての基本的な考え方

事業の実施にあたっては、県の委託事業であることを踏まえ、関係者等との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

また、誤解を招かぬよう自企業の営業につながるような行動を行わないこと。

4 委託事業内容

以下の点に留意し、(1)～(5)の内容で事業を実施すること。

- ・ 予算の効率的執行や効果的な事業とするため、契約後速やかに委託事業全体の年間計画を具体的に示し、県と十分打ち合わせを行うこと。
- ・ 各事業の企画案を示し、進捗の報告を行うこと。事業実施に当たり参加者募集や報道発表が必須となるものもことから、県と十分打合せをする時間を確保し、余裕を持った企画詳細の持ち込みや打合せを行うこと。
- ・ 各事業実施後は、振り返り（アンケート集計、課題の整理、改善策の検討）を実施し、次回以降に反映させること。なお、アンケート項目等については、県と協議の上、効果的な検証ができるよう努めること。

(1) インターンシップマッチング強化事業

① インターンシップ事業

ア インターンシップの周知

県内外の大学の学生を対象とした説明会等の開催やホームページへの掲載、県内企業への訪問等により、学生や県内企業に対してインターンシップの趣旨や利点等を周知し、幅広く参加を呼びかけること。

イ インターンシップ受入企業の開拓

事業の趣旨に賛同し、インターンシップへの参加希望学生を受け入れる企業を開拓すること。

開拓にあたっては、学生が参加しやすい時期や日数等に配慮したインターンシップの受入れとすることが望ましい旨を、企業に周知すること。

ウ インターンシップ実施企業情報の周知

インターンシップ参加希望学生と受入企業とのマッチングを促進するため、イ

ンターンシップ実施企業情報をわかりやすく紹介、検索できる専用のホームページを運用することで、マッチングが円滑に進むよう学生と企業を支援すること。

エ 実施報告書の作成

インターンシップ参加学生及び受入企業に対するヒアリングやアンケート調査等により、インターンシップ事業の実績を報告書として取りまとめ、成果の確認や問題点・課題等の発見に努めること。なお、受入企業へのアンケート調査項目等は県と事前に協議し、その了承を得て実施すること。

②インターンシップ・ガイダンス開催事業

ア インターンシップ・ガイダンスの開催

県内大学や本県出身者の多い県外大学に赴き、本県のインターンシップ事業を周知するインターンシップ・ガイダンスを開催すること。

なお、協定締結大学など県外大学での実施を検討する場合には、大学へ意向を確認する前に必ず県に連絡するとともに、その結果を県に報告すること。

③学内インターンシップ合同説明会開催事業

ア 県内大学での学内インターンシップ合同説明会の開催

県内大学と連携した県内企業の学内インターンシップ合同説明会を7回以上県内大学で開催すること。

イ 県外大学での学内インターンシップ合同説明会の開催

本県出身者の多い県外大学から学内インターンシップ合同説明会の開催要望があった場合は、県と事前に協議し、その了承を得て開催すること。

④その他

開催方法については、対面開催を基本とするが、県外からの学生の参加を促進するため、オンラインを活用した内容にすることができる。特に上記③イについては、積極的にオンラインの活用を検討するなど、参加が困難な企業等への配慮に努めること。ただし、県と事前に協議し、その了承を得て決定すること。

(2) 県内若手社員との交流事業

① 会社見学ツアー及びWeb交流会等の開催

ア 概要

県内外の学生等を対象に、学生による岡山の就活ポータルサイトと連携し、Webカメラ中継を活用した県内企業の会社見学ツアー及び若手社員とのWeb交流会（以下、「見学会等」という。）を8回以上開催し、このうち1回以上は工学系の学生に特化したコースを設けること。

また、1回あたりの受入企業は3社以上とし、後述の就活サポーター制度を可能な限り活用したものとすること。

なお、開催にあたっては、高校生や保護者の参加も促すこと。

イ 見学会等受入企業の開拓

事業の趣旨に賛同する見学会等受入可能企業を開拓すること。

ウ 受入企業の選定と見学会等の設計

受入企業を選定し、見学会等を設計すること。

エ 見学会等の周知

案内チラシの作成やホームページへの掲載等、対象となる県内外の学生へ周知するための効果的な広報を実施すること。

オ EBPM（エビデンスに基づく政策立案）による効果検証

本事業は、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）による効果検証の対象事業になる可能性があるため、県と事前に協議し、了承を得てから実施すること。

また、効果検証に必要なデータ収集（アンケート実施、得られたデータの整理等）を実施すること。

② おかやまテクノロジー展（OTEX）参加企業と高校生の交流会開催

ア 概要

おかやまテクノロジー展（OTEX）の参加企業の担当者（就活サポーターを含む）と、見学に来る高校生との交流会を現地で1回以上開催する。

イ 参加企業の選定と交流会等の設計

参加企業を選定し、交流会を設計すること。

ウ 高校への周知等

県担当者と高校へ出向き、事業趣旨の説明を行うこと。

③ おかやま就活サポーター派遣・スキルアップ事業

ア インターンシップ等就職関連事業への派遣

県内外の大学等と連携した就職関連イベントや県内企業の学内インターンシップ合同説明会、県外大学のUターン就職相談会などへの学生の参加を促進するため、後述のおかやま就活サポーター（以下、「就活サポーター」という。）を4回以上派遣すること。

イ スキルアップセミナー

サポーター本人が就活サポーター制度の趣旨を理解するとともに、メールや就職関連イベントで寄せられた学生からの相談に対応する際、トラブルが生じないよう必要となる知識やマナーなどを習得でき、サポーター同士の交流にもつながるスキルアップセミナーを1回以上開催すること。

(3) おかやま就活サポーター事業

ア おかやま就活サポーター制度

県では、県内企業の若手社員が直接、学生に自身の就活体験や県内で働く魅力を語ってもらう就活サポーター制度を設けている。当該制度を活用し、学生が就活に関する悩みを気軽に聞くことができる環境を整えること。

イ 登録企業の開拓及び就活サポーターの登録

就活サポーター制度に賛同する企業を開拓し、企業登録及び就活サポーター登録を促すとともに、登録申請の受付窓口を設置し、登録管理等を行うこと。

ウ 事業の周知

就活サポーターの情報をホームページで公開するとともに、学生へ周知するための効果的な広報活動を実施すること。

エ ログマーク

県が作成した本事業のロゴマークについて、就活サポーターが使用する名刺等への使用を促すこと。

オ その他

「おかやま就活サポーター制度 実施要領」に基づいて事業を行うこと。

(4) 合同企業説明会等開催事業

ア 県内での合同企業説明会等の開催

大学コンソーシアム岡山と連携し、主に令和10年3月及び令和9年3月、9月に大学等を卒業予定の学生や既卒者等を対象とした、県内企業への就職を促進するための合同企業説明会等就職イベントを県内で開催すること。

加えて、上記と同様の学生等を対象として、Web会議システム等を活用した合同企業説明会等就職イベントも開催すること。

イ 参加企業

参加企業については、大学コンソーシアム岡山やその他関係機関と連携し、学生を積極的に採用する企業等を選定すること。

ウ 周知

大学コンソーシアム岡山やその他関係機関と連携し、案内チラシの作成やホームページ及びSNSへの掲載等、参加対象者へ周知するための効果的な広報活動を実施すること。

エ 学生の参加促進

会場内やオンライン上において、就職活動に役立つ内容のセミナーを開催するなど、魅力あるコンテンツを制作して集客力を高め、参加者の増加を図ること。

(5) 若者と経営者との未来創造ワークショップ

ア ワークショップの開催

県内で働く魅力を発信し、県内就職や定着の促進に加え、若者と経営者との価値観の共有により、経営者の意識改革に繋がるよう、大学生や県内企業の若手社員等と、県内企業の経営者や管理職等がワークショップを県内で3回以上、県外またはオンラインで1回以上開催すること。

テーマは、「はたらく」を軸とし、双方のニーズを踏まえたものにする。

イ 県内企業等への周知

ワークショップの概要や参加者の感想等をまとめ、参加者以外の企業等にも、交流会の成果を普及させる方策を実施すること。

5 委託事業に係る条件等

- (1) 事業の遂行にあたり、十分な能力・資質を備えた人員及び実施体制を確保すること。
- (2) 受託者は、事業の実施上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (3) 事業の遂行にあたり、関係機関と十分に連携を図ること。
- (4) 事故等の発生に備え、イベント保険等に加入すること。
- (5) 事業の実施にあたり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。
- (6) 本事業の一部については、地域未来交付金を活用して実施することから、上記4に掲げる(1)から(5)の事業ごとに経費の内訳がわかるよう経理するとともに、法令、国・県の会計・財務規程に従った処理を行うこと。
- (7) 人件費については、上記4に掲げる(1)から(5)の各事業に携わる人員の事務量等を考慮し、事業ごとに計上すること。
- (8) 上記4に掲げる(1)から(5)の事業の実施に際し、各事業を主に担当する人員を予め指定し、円滑に実施できるようにすること。
- (9) 各事業を連携して効率的に実施するとともに、相乗効果を高めるよう努めること。その際、担当以外の事業についても各人員が相互に協力、連携して実施すること。この場合、人件費及び旅費については、当該人員が主に担当する事業に計上した経費より支出すること。
- (10) 県は、事業実施過程で仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (11) 受託者は、事業実施過程で仕様書の内容や委託費の執行について疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (12) 委託事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (13) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。